● 所得制限限度額

扶養親族等の数	本人（請求者）		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
０人	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
１人	6,862,000	4,976,000	8,586,000	6,536,000
２人	7,284,000	5,356,000	8,799,000	6,749,000
３人	7,707,000	5,736,000	9,012,000	6,962,000
４人	8,129,000	6,116,000	9,225,000	7,175,000
５人	8,546,000	6,496,000	9,438,000	7,388,000

● 各種の控除（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第５条）

控除内容	控除額	受給者	配偶者又は扶養義務者
障害者控除（扶養親族等）	２７０，０００円	○	○
障害者控除（本人）	２７０，０００円	×	○
特別障害者控除（扶養親族等）	４００，０００円	○	○
特別障害者控除（本人）	４００，０００円	×	○
寡婦控除	２７０，０００円	○	○
ひとり親控除	３５０，０００円	○	○
勤労学生控除	２７０，０００円	○	○
雑損控除	控除額に相当する額	○	○
医療費控除	控除額に相当する額	○	○
小規模企業共済等掛金	控除額に相当する額	○	○
配偶者特別控除	控除額に相当する額	○	○
肉用牛売却による農業所得の免除	当該免除にかかる所得の額	○	○
社会保険料控除額	控除額に相当する額	○	×
８０，０００円（社会保険料相当額）		×	○

○は対象となる控除